

玄海 1, 2 号機の廃止措置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請書の概要

1. 原子炉施設保安規定の構成の見直し

運転段階である玄海 3, 4 号機、運転段階（停止中）である玄海 2 号機及び廃止措置段階である玄海 1 号機の 3 編構成を、玄海 1, 2 号機の廃止措置に伴い、運転段階である玄海 3, 4 号機及び廃止措置段階である玄海 1, 2 号機の 2 編構成とした。

変 更 前	変 更 後
第 1 編 運転段階の発電用 原子炉施設編（玄海 3, 4 号機）	第 1 編 運転段階の発電用 原子炉施設編（玄海 3, 4 号機）
第 2 編 運転段階（停止中）の発電用 原子炉施設編（玄海 2 号機）	
第 3 編 廃止措置段階の発電用 原子炉施設編（玄海 1 号機）	第 2 編 廃止措置段階の発電用 原子炉施設編（玄海 1, 2 号機）

2. 原子炉施設保安規定の主な変更内容

- ・玄海 2 号機の運転段階に係る規定を削除
- ・放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出管理目標値（玄海 1 ～ 4 号機合計）を変更（玄海 2 号機減少分を反映）
- ・玄海 1, 2 号機の使用済燃料プールに貯蔵している新燃料の搬出方法の記載を追加

以 上